

静岡県山村振興基本方針

令和8年3月

静岡県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 振興山村の概要	1
2 自然的条件	2
3 社会的及び経済的条件	3
II 現状と課題	7
1 山村振興の現状と今後の課題	7
2 山村振興対策の実施状況と評価	10
III 振興の基本方針及び振興施策	12
1 振興の基本方針	12
(1) 交通施策に関する基本的事項	12
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	12
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	13
(4) 産業振興施策に関する基本的事項	13
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	14
(6) 文教施策に関する基本的事項	15
(7) 社会・生活環境施策に関する基本的事項	15
(8) 社会福祉施策に関する基本的事項	16
(9) 集落整備施策に関する基本的事項	16
(10) 防災施策に関する基本的事項	17
(11) 交流施策に関する基本的事項	17
(12) 森林・農用地等の保全施策に関する基本的事項	18
(13) 担い手施策に関する基本的事項	18
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	18
(15) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	19
(16) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	19
(17) その他施策	20
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	21

[別紙様式1]

山村振興基本方針書

都道府県名	静岡県
作成年度	令和7年度

I 地域の概況

1 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町は、令和7年4月1日時点で13市町あり、そのうち全地域が指定されているのは1町、残り12市町が一部指定となっている。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	13	37 %
面 積	7,777k m ²	3,079k m ²	40 %
人口	3,633,202 人	58,256 人	1.6 %
若年者比率(15～29歳)	13.0 %	7.7 %	—
高齢者比率(65歳以上)	29.8 %	48.6 %	—

(注) 市町村数は、令和7年4月1日現在。全県面積は、令和7年度全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)。振興山村面積は平成17年度静岡県山村振興基本方針の再掲。人口は、令和2年国勢調査(総務省統計局)。

本県の振興山村の指定状況

現市町名	(H11.3.31時点 市町村名) 指定区域名
静岡市	(静岡市) 大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
浜松市	(天竜市) 竜川村、熊村、上阿多古村 (春野町) 犬居村、熊切村、気多村 (龍山村) 龍山村 (佐久間町) 浦川町、山香村、城西村 (水窪町) 水窪町 (引佐町) 鎮玉村、伊平村
富士宮市	(芝川町) 柚野村
下田市	(下田市) 稲梓村
伊豆市	(天城湯ヶ島町) 上狩野村、中狩野村 (中伊豆町) 上大見村、中大見村、下大見村
島田市	(川根町) 伊久身村、笹間村
東伊豆町	(東伊豆町) 城東村

河津町	(河津町) 上河津村
南伊豆町	(南伊豆町) 南上村、三坂村
松崎町	(松崎町) 中川村
西伊豆町	(西伊豆町) 仁科村 (賀茂村) 宇久須村
川根本町 (全域)	(中川根町) 中川根村、徳山村 (本川根村) 上川根村、東川根村
森町	(森町) 三倉村、天方村

(注) 振興山村は、昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域 (昭和 25 年 2 月 2 日から昭和 35 年 2 月 1 日までに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該市町村の区域) を単位とする。

2 自然的条件

(1) 地理、地勢

- ・ 静岡県は、日本のほぼ中央に位置し、太平洋に面している。東西約 155km、南北約 118km、約 7,777k m²の面積を有する。
- ・ 本県南側には、遠州灘、駿河湾、相模灘に沿った約 500km の海岸線を、北側には富士山など 3,000m 級の山々からなる山岳地帯を有している。主な河川としては、天竜川、大井川、富士川があり、下流部に肥沃な土地を形成している。
- ・ 本県の振興山村は、伊豆半島中央部から南部にかけての地域、富士川支流の一部、安倍川・大井川上流域及び天竜川上流とその支流地域の県北部山間地帯に位置している。
- ・ 振興山村の概ね 50% は、標高 600m 以上にあり、多くが急斜面となっている。このため、集落や耕地は河川沿いに開けた狭小な平坦地や緩傾斜面の山腹に点在している。

(2) 気候

- ・ 平年値を見ると、平均気温は約 18℃と温暖で、降水量は 2,000～2,300mm と、全般的には温暖な海洋性気候である。
- ・ 冬は乾燥した晴天の日が多く、雪は平地ではあまり降らない。

本県の気象 (令和 6 年)

	静岡	浜松	三島
年平均気温 (°C)	18.7	18.4	18.0
年間降水量 (mm)	3,754	2,996	2,680
年間日照時間 (時間)	2,246	2,313	2,094

出展：「静岡県の気象概況<2024(令和 6 年)年報>」 静岡地方気象台

3 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

- ・ 振興山村の人口は、令和2年10月1日時点で58,256人であり、県人口の約2%を占めている。また、平成22年の人口と比較すると約22%、山村振興法制定当時の昭和40年の人口と比較すると約59%の人口減少となっている。
- ・ 一方で、令和2年10月1日時点で県全体の人口は、3,633,202人であり、平成22年10月とほぼ同水準、昭和40年と比べ約25%増加しており、振興山村は著しい人口減少となっている。
- ・ また、振興山村の65歳以上の人が占める割合は約50%で、県全体（約30%）に比べ高齢化の進行が著しい。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	県全体						
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上	不詳
S40	2,912,521 (100%)	-				185,904 (6.4%)	-
H12	3,767,393 (100%)	-				665,574 (17.7%)	-
H22	3,765,007 (100%)	511,575 (13.6%)	537,881 (14.3%)	770,595 (20.5%)	1,031,439 (27.4%)	891,807 (23.7%)	21,710 (0.6%)
R2	3,633,202 (100%)	438,723 (12.1%)	473,083 (13.0%)	621,595 (17.1%)	976,580 (26.9%)	1,084,282 (29.8%)	38,939 (1.1%)

年度	振興山村						
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上	不詳
S40	141,667 (100%)	-				13,438 (9.5%)	-
H12	89,803 (100%)	-				27,656 (30.8%)	-
H22	74,946 (100%)	6,792 (9.1%)	7,283 (9.7%)	9,676 (12.9%)	22,347 (29.8%)	28,812 (38.4%)	36 (0%)
R2	58,256 (100%)	3,941 (6.8%)	4,478 (7.7%)	6,104 (10.5%)	15,346 (26.3%)	28,336 (48.6%)	51 (0%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

(2) 産業構造の動向

ア 農業

- ・ 振興山村では、茶、わさび、花き、かんきつ類等、それぞれの地域で特色ある農

産物を生産しており、市場から高い評価を受けている。

- ・ 振興山村では農業に従事する人の割合が大きく、農業は重要な産業と言える。
- ・ しかし、農地の大部分が山間農業地域にあり、基盤整備が困難なことから、農業の生産条件は平坦地に比べ劣っており、後継者の地域外への流出や基幹的農業従事者の高齢化の進行など、厳しい条件下にある。

イ 森林、林業

- ・ 森林は、木材の生産のほか、水源の涵養、山地災害の防止、保健休養などの公益的機能を有している。
- ・ スギ・ヒノキを中心とする人工林（民有林）は、大部分が植えてから 40 年以上が経過し、木材資源として利用可能な時期を迎えている。
- ・ 林業は、高性能林業機械の普及や高精度森林資源情報の活用により、省力化・集約化が進んでおり、木材生産における労働生産性は年々向上している。

ウ 観光業

- ・ 本県の振興山村は、美しい景観、新鮮な食材、温泉などの資源を有し、大都市圏から比較的近い位置に立地しているため、多くの観光客が訪れる。特に伊豆地域では観光業が主要な産業となっている。
- ・ 近年は、恵まれた自然環境や振興山村地域の多彩な文化や産業に対する関心が高まり、グリーン・ツーリズム等の着地型観光による都市農村交流人口が増加傾向にある。
- ・ 一方で、人口減少及び高齢化が進行しており、観光産業との連携等による着地型観光の受入体制の強化と人材育成が課題となっている。

エ 水産業

- ・ 伊豆地域の沿岸部は、近海に好漁場が多く、水産業が重要な産業となっており、主にキンメダイ、アジ・サバ類、サザエ、アワビ、イセエビ、テングサ等の沿岸漁業が行われている。
- ・ これらの地域では、恵まれた水産資源を持続的かつ効率的に活用していくため、栽培漁業や資源管理型漁業が推進されており、さらに遊漁や民宿、マリンレジャーなどの観光業との連携した水産業が盛んである。
- ・ 山間部の一部地域では、マス類の内水面養殖業やアユ、アマゴ等を対象とした内水面漁業や遊漁が行われている。
- ・ 漁業生産量の減少や就業者の減少及び高齢化が進行しており、水産資源の持続的利用や漁業経営の安定化などが課題となっている。

オ 工業

- ・ 事業所数は総じて減少傾向にあり、事業所規模も従業員数 30 人未満のものが大半となっている。
- ・ 産業分類としては、生産用機械器具製造業、食料品製造業、輸送機械器具製造業

などが多い。

カ その他

- ・ 令和2年度の産業別就業数は、第1次産業の就業者割合が振興山村では県全体の3倍以上であった。また、振興山村では宿泊業、飲食サービス業への就業者の割合が大きいが、第2次産業就業者の割合は小さい。

15歳以上産業別就業者数

(単位：人、%)

	県全体	振興山村
総就業者数	1,817,048 (100%)	28,519 (100%)
第1次産業	63,034 (3.5%)	3,519 (12.3%)
農業	57,802 (3.2%)	2,970 (10.4%)
林業	1,611 (0.1%)	459 (1.6%)
漁業	3,621 (0.2%)	90 (0.3%)
第2次産業	583,871 (32.1%)	6,766 (23.7%)
第3次産業	1,141,032 (62.8%)	17,851 (62.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	7,918 (0.4%)	156 (0.5%)
情報通信業	25,726 (1.4%)	135 (0.5%)
宿泊業、飲食サービス業	102,560 (5.6%)	3,066 (10.8%)
教育、学習支援業	81,057 (4.5%)	1,169 (4.1%)
医療、福祉	211,634 (11.6%)	3,750 (13.1%)
その他3次産業	712,137 (39.2%)	9,575 (33.6%)
分類不能の産業	29,111 (1.6%)	383 (1.3%)

出典：令和2年国勢調査（総務省統計局）

(3) 交通・通信、医療、生活基盤等の状況

- ・ 振興山村における市町道の改良率は低位に留まっている。
- ・ 県内の居住地域ほぼ全域において、携帯電話・ブロードバンド（インターネット）の利用が可能であるものの、振興山村地域の一部では利用ができない地域がある。
- ・ 振興山村では、その立地条件から医療機関が少なく、専門的な医療や高度な医療を提供することが難しい。また、へき地に勤務する医師の高齢化が進んでおり、若い医師の専門医志向、病院勤務志向とあいまって後継者不足が予想される。
- ・ 振興山村においては、汚水処理人口普及率が低位に留まっており、汚水処理施設の整備に遅れが見られる。
- ・ 上水道への統合が進められているが、依然として小規模で財政基盤の脆弱な簡易水道や飲料水供給施設が多く存在する。

(4) 財政の状況

- ・ 振興山村市町の財政構造は、財政力指数が他の市町に比べて低位である場合が多い。また、地方税等の自主財源が乏しいため、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

(5) 社会福祉の状況

- ・ 高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、各サービスの提供が十分ではない地域が見られる。

(6) 教育の状況

- ・ 振興山村においては、他地域に比べ複式学級数の割合が増加傾向にあるとともに、小中学校の統廃合も進む傾向がある。
- ・ 県内振興山村外の高等学校への進学率が高まっており、路線バス等の公共交通機関の減少等により進学に伴って転出する若者が増える傾向にある。

(7) 社会・生活環境の状況

- ・ 人口流出に伴う空家の増加やその管理が課題となっているが、一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスにより、空家の提供が進んでいる地域もある。

(8) 移住・交流の状況

- ・ 振興山村によっては、農業や林業への新規就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、減少する人口を埋め合わせるまでには至らず、さらなる移住の推進が求められている。また、移住にまで至らなくとも関係人口の増加を目指し、各地域において域外からの観光客やリピーターを呼び込む取組も同時並行的に進められている状況にある。

(9) 自然環境や景観の保全状況

- ・ 振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観を維持管理に関する取組が行われている。一方で、無秩序な開発や、来訪者のマナー違反等による自然環境への悪影響が報告されるケースがある。

II 現状と課題

1 山村振興の現状と今後の課題

(1) 総論

本県の振興山村においては、県内他地域に比べ人口減少率が高く、特に若年層を中心とする人口の流出と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が課題である。

振興山村における集落活動の存続により暮らしやすさを維持していくためには、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保する必要がある。

また、農業や林業等における生産活動が十分に行われぬこと等による、国土・自然環境の保全等山村が担う重要な機能の十分な発揮が危ぶまれる状況となっている。

(2) 各論

ア 交通について

- ・ 基幹的な道路については、その整備が進んできているが、地形条件等の制約から地域全体の市町道の改良率は国・県道の平均を下回っている。
- ・ 路線バス等の公共交通機関については、人口の減少や自家用車の普及等により利用者は減少の一途をたどっており、高齢者や児童、生徒の移動手段として、その維持、確保が課題となっている。

イ 情報通信について

- ・ 情報通信については、県内の居住地域ほぼ全域において、携帯電話・ブロードバンド（インターネット）の利用が可能であるものの、振興山村の一部では利用ができない地域がある。
- ・ 医療、農業、林業、地域交通、物流、教育など、山村振興に必要な様々な分野において、デジタル技術の活用等が可能となるよう、通信施設の整備等を促進する必要がある。

ウ 産業基盤整備について

- ・ 農地については、農地バンクによって集積・集約し、新たな借り手により有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。農業経営基盤強化促進法の改正により策定した地域計画に沿って農地の活用を進める必要がある。
- ・ 地域農業の持続性の確保に向け、生産性向上のため、小規模な区画整理や農道等の整備を推進する必要がある。併せて、大規模地震や激甚化・頻発化する豪雨等の気候変動に対応するため、農業用ため池等の防災対策を行う必要がある。
- ・ 林地については、森林経営管理法に基づき、市町が森林所有者へ意向調査を実施し、経営管理権の設定を行い森林整備につながった地域が見られるが、地域ごとに取り組

状況には差が見られることから、振興山村を含め各市町において取組の進展を促す必要がある。

- ・ 国産材利用が促進される流れを受けて、振興山村における森林資源の利活用を促進していく方向であり、生産性の向上を図る必要がある。

エ 産業振興について

- ・ 農業においては、営農者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者不在により離農が進んでいる状況であり、農業の維持・継続を図るため、農地の集積・集約、スマート農業技術の導入等による生産性向上や負担軽減の促進により成長産業化を進める必要がある。また、近年、園芸作物や果樹を中心として新規就農者が増えつつあるが、その定着を支援するとともに、継続的な新規就農者の確保・育成を促進する必要がある。
- ・ 林業においては、森林経営管理法に基づき、各市町において所有者の特定が困難な森林や経営意欲の無い森林の集約・集積を進め、森林環境譲与税を活用して間伐等の森林整備を進めているが、同制度の取組に係る市町の事務負担の軽減が課題であり、市町を支援する法人の創設や手続きの簡素化などの法改正が行われたところである。また、木材生産が進む中で、伐採跡地の植栽を適切に行う必要があり、併せて間伐とともに植栽や造林等の森林整備を受託している森林組合等における担い手の確保が課題である。
- ・ 第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。農林水産業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。
- ・ この他、産業の一環として、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの生産と供給についても、地域産業の振興を図る上で有望であり、この活用が図られることが期待される。
- ・ イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、鳥獣被害対策実施隊等による狩猟や捕獲を後押しする必要がある。その一環として、捕獲個体のジビエとしての利活用を産業振興の面から促すことも重要である。

オ 防災について

- ・ 近年、災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が発生している。特に、令和3年の熱海市伊豆山地区土砂災害や、令和4年台風第15号に伴う大雨、令和7年台風第15号に伴う竜巻等により、県内各地で甚大な被害が発生した。今後、気候変動に伴い災害リスクが更に高まっていくことが懸念される中、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。
- ・ 山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要であ

る。振興山村での災害復旧は、困難度が高く、一般地域に比べ時間が掛かることから、国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靱化に資する取組の充実が求められる。

カ 医療について

- ・ 医療面では、振興山村の立地条件から医療提供体制が十分ではなく、地域住民の入院医療、特定診療科（整形外科、小児科、産科、眼科等）の医療及び夜間・休日の診療体制の確保は、周辺市町に依存している。また、地域の診療所を担っている医師については高齢化が進んでおり、若い医師の専門医志向、病院勤務志向とあいまって後継者不足が予想される。さらに、最寄りの医療機関が少ないことから、総合的な技能を備えた医師の確保や専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制の整備等を進める必要がある。

キ 社会福祉について

- ・ 介護需要の増大・多様化が見込まれる中、利用者が望む介護サービスの提供を実現するため、介護サービスの量と質を確保する必要がある。

ク 文化や教育について

- ・ 振興山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。
- ・ 教育面では、児童、生徒数の減少により、学校の統廃合が行われ、遠距離通学を余儀なくされている。また、都市部と比較し学習機会等教育環境の面での立ち後れが目立っている。

ケ 社会・生活環境について

- ・ 振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことができる環境を維持することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、昨今、農産物被害ばかりでなく住民への危害が懸念されている鳥獣被害防止等が課題である。
- ・ 住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、生活に欠かせない施設の充実や、買物をしやすい環境や高齢者の見守りなどを行う地域の共同活動の維持・創出が課題である。
- ・ 生活排水処理施設については、人口減少や地域の実情に応じた効果的な整備が課題となっている。

コ 移住・交流について

- ・ 本県の振興山村は、大都市に近いことなどから、豊かな自然を求め、都市部から訪れる人が多く、中には、その魅力に惹かれて定住する人もいる。また、地域の創意工夫を活かしたむらづくりが各地で行われ、核となるリーダーも出現している。
- ・ 観光面では、最近では、都市住民の農業体験や自然体験学習への関心が高まっており、都市と農村の交流人口は増加傾向にある。このため、着地型観光商品を造成、実施する人材育成と地域の受入体制の強化が課題である。

サ 担い手について

- ・ 人口減少が進む中で、持続的な経済成長を実現するためには、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。
- ・ こういった状況を受け、一部地域では、外国人材を活用するよう、例えば外国人技能実習生の活用を進める動きが見られるが、外国人材の生活環境の整備や地域住民とのコミュニティの形成等における課題への対応が必要となっているケースがある。
- ・ 振興山村における深刻な人口減少の中で、住みやすい山村を維持・継続するためには、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等、これらの担い手を確保する必要がある。地域内で働ける人材の活用や、他地域からの移住等による人材獲得のため、企業等におけるソフト・ハードにおける良好な雇用環境創出や、研修等による人材育成の充実等が課題である。

シ 自然環境の保全及び再生について

- ・ 振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに、他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であることから、自然環境の保全や回復を図る取組が重要である。

2 山村振興対策の実施状況と評価

これまでの事業により、道路整備が進んだり、生活環境の改善がされたり等、山村振興が図られている。

本県では、昭和40年度から46年度にかけて旧市町村数で41地域が振興山村として指定され、現在では13市町が振興山村を有している。

これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から新法対策に至るまで、山村振興計画に基づき国土保全や産業基盤、交通基盤の整備等が実施されてきた。

山村振興対策事業の実績

(単位：千円)

施策区分	事業費（実績）							合計
	第一期対策 S40～47年度	第二期対策 S47～54年度	第三期対策 S54～H2年度	第四期対策 H3～10年度	第五期対策 H11～19年度	第六期対策 H19～26年度	第七期対策※ ¹ H27年度～	
交通	1,902,197	12,235,422	23,742,460	31,522,218	10,662,653	752,431	6,042,733	86,860,114
情報通信	8,352	26,740	378,956	283,135	158,204	897,342	0	1,752,729
産業基盤	6,728,434	12,061,433	26,258,363	22,943,656	14,843,022	1,620,845	1,860,861	86,316,614
経営近代化	878,092	1,585,488	2,953,473	3,071,581	1,070,487	720,235	260,583	10,539,939
地域資源活用	0	0	0	0	0	0	12,206	12,206
文教	2,932,958	4,118,209	9,057,508	7,442,866	3,582,079	474,954	449,351	28,057,925
社会、生活環境	1,367,948	2,628,613	10,562,847	26,652,570	15,438,140	1,095,162	1,803,106	59,548,386
高齢者福祉	0	0	0	0	0	0	1,454,608	1,454,608
集落基盤	0	0	0	0	0	243,636	28,891	272,527
国土保全	9,574,975	12,004,133	25,875,772	50,172,920	13,583,624	711,032	468,373	112,390,829
交流	277,610	1,636,885	2,816,698	7,311,530	1,832,894	220,031	144,455	14,240,103
森林、農用地保全※ ²	0	0	0	0	0	825,686	813,189	1,638,875
担い手	0	0	0	0	70,784	10,403	138,164	219,351
鳥獣被害防止	0	0	0	0	0	89,523	583,479	673,002
その他	15,631	88,967	403,667	1,270,471	211,337	36,742	0	2,036,815
合計※ ³	23,686,197	46,385,890	102,049,744	150,670,947	61,453,224	6,872,336	13,246,810	404,375,148

※1 第七期は令和2年度までの集計

※2 再掲

※3 再掲を含むため、合計値が一致しない

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

四季折々に変化する美しい自然や景観、地域固有の歴史とともに培われた文化を有し、高品質の農林水産物、美林を生み出す多自然共生地域は、県民の財産であり、本県の活力源となっている。また、本県の振興山村の有する豊かな自然環境は県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしており、山村の振興は山村居住者のみならず、全ての県民にとって重要な課題である。

このため、個々の山村の個性を發揮させながら、振興山村が有する役割、当面している課題等を考慮し、産業の振興、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

山村の振興においては、特に次の視点を重視しながら、以下の基本的事項を実施する。なお、これらの実施等に当たっては、生物多様性への配慮や、環境への影響の低減を図る等、山村が有する特長を損ねることのないよう留意する。

山村の振興における主な視点

- ・ 多様な食を育む場としての山村づくり（農林水産物の安定供給体制の構築、地域特産物の生産推進等）
- ・ 訪れたい山村づくり（グリーン・ツーリズム等による都市との交流の推進、交通網の整備等）
- ・ 住みよい山村づくり（生活基盤の整備、集落機能の維持等）
- ・ 美しい景観のある山村づくり
- ・ 地域資源を活かした山村づくり
- ・ 多面的機能を發揮する山村づくり

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の振興山村における国・県・市町道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。

また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、鉄道、バス等の生活交通の維持・確保に努める。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など利用者の安全を確保するための道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

振興山村においても、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅

など様々な分野で先端的な情報通信技術の活用が実現できるよう、国や市町、電気通信事業者と連携しながら、携帯電話基地局や光ファイバー等の通信施設の整備等、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実化を進める。

主な施策

- ・ 光ファイバーケーブル等の情報通信基盤の整備への支援

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

農林水産業の従事者数の減少や高齢化、後継者不足などによる農林水産業の活力低下により、振興山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、振興山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能を有する農地や森林、山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ 区画整理、農業用排水施設、防災施設、農道等の農業生産基盤の整備
- ・ 荒廃農地の発生の抑制・活用対策
- ・ 県による代行整備を含め、計画的な森林整備を推進するための林道等の路網整備の促進及び森林病虫獣害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理
- ・ 漁港及び漁場等の整備、栽培漁業や養殖漁業の推進、地域の特色を活かした水産業の振興
- ・ 地場製品のPRによる地場産業の振興
- ・ 集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進

(4) 産業振興施策に関する基本的事項

農林水産業における従事者の高齢化や生産コストの高騰等から収益性が低下しており、生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

併せて、地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性の向上、新規就業の促進等を含めた担い手の育成・確保を促すとともに、6次産業化を推進する。

農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であり、ICT機器の活用による負担軽減や、被害状況や捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が作成する被害防止計画の遂行を支援する。また、県内産ジビエの供給拡大に向けた加工施設の導入や認知拡大のための普及を図る。

森林の整備及び保全の推進に当たっては、間伐や主伐後の再生林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。

また、県産材の利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保

に努め、振興山村における林業の発展に寄与することとする。

主な施策

- ・ 高収益作物の導入の推進
- ・ 安定供給体制整備の推進
- ・ 加工品の開発や商品化、直販等による食関連事業の創出
- ・ 消費者ニーズに合わせた農林水産物や商品の差別化
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要な機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成
- ・ 林業や水産業における就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクター、農業支援サービス事業体など経営支援組織の育成・活用
- ・ 担い手への農地集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- ・ デジタル情報基盤整備と先端技術を活用した造林・育林における低コスト再造林の推進
- ・ 森林施業の集約化、路網整備及び機械化の促進による低コスト生産システムの定着
- ・ 鳥獣被害対策を担う人材や捕獲従事者の育成
- ・ 野生鳥獣の生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策
- ・ 鳥獣防護網等の設置や忌避剤の散布等による農林業被害の防止・軽減
- ・ 林産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要な機械・施設の整備の推進
- ・ 林業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- ・ 県産材利用の促進

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

振興山村の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を活かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、6次産業化や農水商工連携の取組を通じて製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、振興山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。

主な施策

- ・ 地場の農林水産物を活用した付加価値の高い商品開発等の支援
- ・ 食や食文化を生かした多種多様な事業者との連携促進
- ・ 木製品等の地域資源を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木製品等の企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

- ・ 木質バイオマス、小水力をはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進によるエネルギー地産地消
- ・ 地域資源、産業、人材を活かした滞在型グリーン・ツーリズムの推進

(6) 文教施策に関する基本的事項

振興山村では、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史文化遺産を有しているが、観光資源としての活用が十分に行われていない地域もある。また、都市部に比べより児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、より一層の教育環境の向上を図るため、公立小中学校の教育施設の整備をさらに推進するとともに、振興山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒や高校通学のための交通機関の確保を図る。また、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を活かした社会教育施設等の整備や地域コミュニティの拠点として社会教育施設等の活用を図る。その際、山村外に居住することに対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開する。

主な施策

- ・ 教育環境の整備
- ・ 小中学校の校舎等整備
- ・ 体育・スポーツ施設等の整備
- ・ 生涯学習の推進
- ・ 地域住民のニーズに応えるために、公民館等職員に対し学級・講座の充実を図るための研修会を実施
- ・ 山村外に居住することに対し自然体験・生活体験を提供する場として、公民館等の施設の活用促進
- ・ 遺跡、民俗文化財等の歴史文化遺産の保存・継承

(7) 社会・生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

医療においては、医療機関が少ないことから、総合的な診療能力を備えた医師の確保や専門的な医療、高度な医療を行う医療機関への搬送体制の整備等が必要である。また、若年層が減少し、少子化が進行している。

また、消防・救急においては、消火栓や防火水槽等の消防水利施設の整備促進や消防団員の確保等が課題となっている。

このため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活道路等の生活基盤の整備を推進する。また、医師の確保、救急車の整備など医療・救急体制の整備充実を図るとともに、子育て支援による少子化対策、及び少子・高齢化等に対応した消防団員確保対策等の推進に努める。

また、個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、地域運営組織（RMO）形成への支援により地域コミュニティの維持・

形成を促進するとともに、集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備や集落間を繋ぐ道の維持管理を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設及び污水处理施設の整備
- ・ 消防水利施設の整備充実の促進
- ・ 消防団員の確保対策の促進
- ・ へき地医療支援機構によるへき地医療支援事業の広域的な計画立案・調整
- ・ 医師の確保が困難な地域への自治医科大学卒業医師の派遣
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進
- ・ 鳥獣被害防止特措法に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進
- ・ 地域運営組織（RMO）の形成の促進
- ・ 集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備推進
- ・ 集落間を繋ぐ道の維持管理の促進

(8) 社会福祉施策に関する基本的事項

今後も住民の高齢化率の上昇が見込まれる中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、介護予防や生きがいつくり活動、地域の支え合い・見守りの推進に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進する。

主な施策

- ・ 介護予防、生きがいつくり活動、地域の支え合い・見守りの推進
- ・ 介護サービスを支える介護人材の確保による、介護サービスの量の確保と質の向上
- ・ 生涯学習及び生涯スポーツの振興

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を進める。

主な施策

- ・ 農林業をはじめとする産業振興や生活環境の整備、人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 伝統芸能の保存・継承活動を通じた集落活性化

(10) 防災施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、土砂災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策と防災マップづくり等のソフト対策に加え、地域ぐるみの保全活動を総合的に推進する。

また、水害、風害等の各種災害を防除・軽減するため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。

併せて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の整備と保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、治水、砂防、海岸保全等の推進
- ・ ダムによる洪水調節と安定的な水資源の確保
- ・ 防災・減災のための交通施設、水道等の供給施設及び生活排水処理施設の整備
- ・ 避難施設、防災備蓄、人工衛星を利用した通信設備等の整備
- ・ 防災マップづくり、避難、復旧、復興に係る関係機関等の連携体制の構築・強化

(11) 交流施策に関する基本的事項

振興山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて振興山村の活性化を図る効果がある。また、将来的に UI ターンにつながることも期待される。

このため、振興山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進に向け、交流施設の整備や地域運営組織（RMO）形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、体験指導者やコーディネーター等の人材の育成、地域内連携による受入体制強化等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズム等を実施する人材の育成と、地域の受入体制強化
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統芸能や山村文化の継承
- ・ 豊かな山村景観の保全

- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進
- ・ 市民農園の開設推進
- ・ 地域運営組織（RMO）の形成促進
- ・ 二地域居住の推進のために必要なインフラ整備の実施

（12） 森林・農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林水産業の従事者の減少や高齢化、後継者不足などによる農林水産業の活力低下により、山村が有する多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、農林産物等の利活用と併せて、生活水準の向上や価値観の変化など、多様化する県民のニーズに的確に対応しうる地域の特性に応じた森林・農用地等及び山村環境の保全を進める。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ 区画整理、農業用排水施設、防災施設等の基盤整備を通じた農地の保全
- ・ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮を図るため、農地等の地域資源を保全管理する活動の支援
- ・ 森林の公益的な機能の維持、向上及び回復を図るための森林の保全

（13） 担い手施策に関する基本的事項

農林水産業の従事者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

しかし、振興山村の基幹産業である農林水産業は、後継者不足、労働力不足、若年層の流出などの問題が生じている。

このため、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、女性や障害者が働きやすい環境づくりなど、多様な人材の活躍を促進する。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の確保・育成
- ・ 林業への新規就業者の確保や森林技術者の育成
- ・ 林業経営体の就労環境の改善や労働安全の向上を支援
- ・ 女性の能力を発揮した活動の支援及び農業における障害者の就労等支援
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進

（14） 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

振興山村等に生息する野生鳥獣による農林産物被害は、平成 21 年度をピークに減少傾向にあるものの、過疎化や農業従事者の高齢化に加え、野生鳥獣の生息域の拡大などにより、振興山村に深刻な影響を及ぼしている。

このため、農地周辺での個体群管理のほか、侵入防止柵の設置や追払いなどの侵入防止対策や、緩衝帯の整備や放任果樹の伐採等の生育環境の管理など、総合的な対策を進める。また、捕獲従事者の育成や捕獲個体の利活用の推進、鳥獣被害対策の技術開発等、鳥獣被害対策を推進するための体制・環境づくりを進める。

主な施策

- ・ 生息環境の整備や計画的な個体数管理の保護管理対策による地域個体群の安定的な維持、被害の防止及び農林産物被害の軽減
- ・ 侵入防止柵等の設置による農林産物被害の防止
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ 安全で高効率な捕獲技術の開発推進
- ・ 捕獲個体のジビエ利活用の推進
- ・ 鳥獣被害総合対策アドバイザーの養成

(15) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等を促進する。

無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

主な施策

- ・ へき地医療対策の一環として、自治医科大学卒業医師の派遣や医療拠点病院の運営を支援
- ・ 患者輸送体制の充実を図る患者輸送車などの整備やドクターヘリ導入の促進
- ・ 県内地域医療に係る連携体制の構築を推進

(16) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

振興山村の多くは山間地に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に務めるものとする。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や、消失した自然生態系の再生
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進

(17) その他施策

本県の振興山村は、それぞれが個性を持ち、貴重な文化・芸能等を有している。これらの特長をさらに伸ばすとともに、都市部との地域格差是正等を図り、魅力的でいきいきした山村づくりのために必要な支援を行っていく。

主な施策

- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ その他山村の振興のために必要な支援

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県の振興山村の一部は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域及び半島振興法（昭和60年6月14日法律第63号）に基づく半島振興対策実施地域にも指定されている。このため、山村振興基本方針に掲げた振興施策の実施にあたっては、「過疎地域持続的発展方針」や「過疎地域持続的発展計画」、及び「伊豆中南部地域半島振興計画」等法令の規定による地域振興に関する計画と連携を図る。

また、「県の総合計画～しずおか ウェルビーイングプラン～」と連携しながら施策を推進する。